

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書を特定した上で、当該行政文書を開示した決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成18年12月10日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、「不許可処分（平成15年4月22日付けの砂防指定地内制限行為・砂防設備占用許可申請及び普通河川等土木工事許可申請に対する広島県東広島地域事務所長の平成15年7月7日付けの不許可処分をいう。以下同じ。）に関連する部署への行政文書開示請求に対して、平成15年以降に提起された不服申立てに関して諮問された事案（以下「本件関連部署事案」という。）の審議を行った経過（諮問番号、対象行政文書名、開催日、出席者など）、あるいは審議を行っていない理由やその法的根拠などが明記されている文書」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、平成17年7月25日開催の広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）（第1部会）資料（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、行政文書開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年12月20日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成19年2月12日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分について、本件対象文書以外に対象文書が存在するとして、その開示を求めるといふものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、大量不服申立人の不服申立ての事案の審査の進め方について、「最も早い時期に諮問のあった駐車場関連の案件から、（その後に提出された駐車場の案件を含み、駐車場の案件を優先して）関連する事案を一括して審査する。」

との一方的な方針を開示したのみである。

よって、本件関連部署事案の審議を行った経過（諮問番号、対象行政文書名、開催日、出席者など）、あるいは審議を行っていない理由やその法的根拠などが明記されている文書については開示しなかったものである。

理由説明書によれば、「本件請求の請求日時点では、審査会において、本件関連部署事案の審査を行っておらず、本件関連部署事案の審議経過を記載した文書は存在しない。次に、本件関連部署事案を審査していない理由又は法的根拠であるが、これは、平成17年7月25日に決定した審査の進め方（以下「本件審査方針」という。）であり、本件審査方針について記載したものが、当日の審査会（部会）の資料であった本件対象文書である。」と明記されている。

しかし、本件対象文書には、諮問されたうちのごく一部の事案に係る審議のみを行い、その一方で、本件関連部署事案の審議を行っていない法的根拠が全く記載されていないものである。違法な不許可処分を強行した処分庁や審査庁を擁護するためと思料される意図により、情報公開制度の運用についても裁量権を濫用する実施機関の行政手法に対して抗議するとともに、本件請求の対象とした法的根拠が記載された文書を速やかに適正に開示するよう要求する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人が行った行政文書開示決定等に対する不服申立てのうち、平成17年7月25日現在で審査会に諮問されていたもの（以下「大量不服申立人事案」という。）は本件関連部署事案を含めて103件で、大量不服申立人事案の審査は、同年4月18日に行われた審査会の全体会において、第1部会が担当することとなった。

第1部会では、大量不服申立人事案について個別の審議を行う前に、平成17年7月25日に行われた部会において、大量不服申立人事案を審議するに当たっての本件審査方針を決定した。

本件審査方針は、関連する大量不服申立人事案をまとめて審査することとし、まず最も早い時期に諮問のあった駐車場関連の事案について審査を行うこととするものである。

第1部会においては、本件請求の請求日時点まで、この進め方に従って、駐車場関連の大量不服申立人事案の審査を行っていた。これら駐車場関連の事案に係る担当部署は、不許可処分の関連部署ではない。

すなわち、本件請求の請求日時点では、審査会において、本件関連部署事案の審査を行っておらず、本件関連部署事案の審議経過を記載した文書は存在しない。

次に、本件関連部署事案を審査していない理由又は法的根拠であるが、これは、本件審査方針であり、本件審査方針について記載したものが、当日の審査会（部会）の資料であった本件対象文書である。

以上のことから、本件対象文書を本件請求の対象となる行政文書として特定し

たものである。

なお、平成17年7月25日から本件請求時点において、第1部会では、本件審査方針の修正を行ったことや、本件関連部署事案を審議しないことについて検討したことはなく、本件対象文書以外に本件請求の対象となる行政文書は存在しない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、本件関連部署事案について、審議を行っているのであればその審議経過が、審議を行っていないのであればその理由又は法的根拠などが、それぞれ記載された文書の開示を求めるものであり、実施機関は、平成17年7月25日開催の審査会（第1部会）の資料を対象文書として特定し、本件処分を行ったものである。

これに対して、異議申立人は、本件対象文書には、本件関連部署事案の審議を行っていない法的根拠が全く記載されていないから、開示請求の対象とした法的根拠が記載された文書を開示するよう主張している。

このため、以下、実施機関が本件対象文書を本件請求の対象文書として特定したことの妥当性について検討する。

### 2 本件処分の妥当性について

実施機関によれば、本件請求の請求日時点では、本件審査方針に則り、駐車場関連の事案について審査を行っており、本件関連部署事案の審査を行っていなかったということであった。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件審査方針には、大量不服申立人事案について関連する事案を一括して審査することや最も早い時期に諮問された駐車場関連の事案から審査すること等が記載されており、関連する事案を類型化した一覧表が添付されていた。

そして、当審査会の第1部会では、本件審査方針を決定した平成17年7月25日から本件請求日までの間、駐車場関連の事案又は広島県個人情報保護条例の規定により諮問された事案の審査を行っており、本件関連部署事案について審査を行っていないこと、また、本件審査方針自体の修正について検討していないことを確認した。

そうすると、本件関連部署事案について審査を行っていないのであるから、その審議経過を記載した文書が存在しないとしても不合理とはいえない。

また、本件関連部署事案に関連する部署以外の部署の事案について審査を行った理由及び根拠としては、本件審査方針であると認められるから、本件関連部署事案の審議をしないことについて検討する必要性も認められず、本件対象文書以外に本件請求の対象となる行政文書は存在しないという実施機関の説明は不自然ではない。以上のことから、実施機関が本件対象文書を本件請求の対象となる行政文書として特定して行った本件処分は妥当である。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日                               | 処 理 内 容   |
|-------------------------------------|---|
| 19. 4. 27                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問を受けた。</li> </ul>   |
| 19. 11. 2                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。</li> </ul>   |
| 20. 1. 24                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関から理由説明書を収受した。</li> <li>・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。</li> <li>・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。</li> </ul> |
| 20. 8. 19                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議申立人から意見書を収受した。</li> </ul>  |
| 20. 8. 25                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関に意見書の写しを送付した。</li> </ul>   |
| 30. 2. 22<br>(平成 29 年度第 11 回第 1 部会) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の審議を行った。</li> </ul>  |
| 30. 3. 22<br>(平成 29 年度第 12 回第 1 部会) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の審議を行った。</li> </ul>  |

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 井 上 嘉 仁            | 広島大学大学院准教授 |
| 松 本 亮<br>（ 部 会 長 ） | 弁護士        |
| 横 山 美 栄 子          | 広島大学教授     |